

# 公正競争の一層の活性化について

## 「光の道」の実現にむけて



2010年11月9日  
KDDI株式会社

※本資料中では敬称を省略しております。

## 競争を通じた「光の道」実現

➤国民の豊かな生活のため、競争を通じて「光の道」を実現することが重要。

・我が国では累次の競争政策によりユーザー利便が向上。

- NCC参入 : 通話料金低廉化
- ADSL : 通信高速化、料金の定額・低廉化
- 直収電話 : 電話基本料の値下げ

⇒PDCAサイクルを回し、タイミングよく競争政策を講じることが重要。

- マイライン : NTTグループが徐々にシェア拡大

### 従来の競争環境(メタル)

県間通話(通信時間) (2002年度)

電話

NTTコム  
46%

競争事業者  
54%

ADSL (2003年9月時点)

ネット

NTT東・西  
36%

競争事業者  
64%

競争が  
大きく後退

### 現在の競争環境(光)

IP電話(OAB-J) (2010年3月時点)

NTT東・西  
69%

競争事業者  
31%

FTTH (2010年3月時点)

NTT東・西  
74%

競争事業者  
26%

なぜ競争が後退？

## 設備競争の進展

▶光化、IP化の進展とともに政策の軸足は設備競争にシフト。

⇒多様な事業者が全国で設備競争を通じて「光の道」の整備・利活用に貢献。

メタル回線  
(設備競争なし)



光回線  
(NTT東・西)

KDDI、  
CATV等

- KDDIの光アクセスサービス(CTC、OCT含む) 約174万回線 (2010年9月時点)
- 電力系事業者の光アクセスサービス : 約164万回線 (2010年3月時点)
- CATV事業者の接続世帯数 : 約3,264万 (2009年度)  
(ホームパスは、4,423万世帯で約90%)
- WiMAXなどの無線ブロードバンド etc.

設備競争  
⇒技術革新・ユーザー利便向上

線路敷設基盤の利用における同等性には課題があるものの、設備競争は徐々に進展。

## サービス競争の後退

➤一方、NTTがボトルネック設備を基盤とした市場支配力に加えて活用業務を展開し、サービス競争は後退。

サービス競争が機能

サービス競争が大きく後退

NTT西日本の  
接続情報の流用  
といった問題も

持株体制

ボトルネック設備  
利用の非同等性

NTTコム  
県間通信  
(46%)

競争  
事業者  
(54%)

NTT東・西 IP電話  
(ひかり電話) (69%)

競争  
事業者  
(31%)

NTT東・西  
ADSL  
(36%)

競争  
事業者  
(64%)

セット提供

活用業務

NTT東・西 FTTH  
(フレッツ・光) (74%)

競争  
事業者  
(26%)

メタル回線

(NTT東・西のシェア:100%)

光回線

(NTT東・西のシェア:77%)

競争  
事業者  
(23%)

設備競争は徐々に進展

線路敷設基盤  
利用の非同等性

<出典>(県間通信)総務省「トラフィックから見た我が国の通信利用状況」  
(ADSL、IP電話、FTTH) 総務省「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表」  
(光回線)総務省「平成21年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」

## 過去の競争政策の振り返り

➤「持株体制」「ボトルネック問題」が解決されない状況にあるなかで、IP化時代への対応やNTTの自発的競争促進措置による競争進展を期待して、活用業務制度が導入された。

⇒当社は、当時より、活用業務によりNTT再編の趣旨が形骸化することから、強く反対してきた。

## 【活用業務認可制度の導入当時の考え方】

- ・「東・西NTT地域網のオープン化徹底」「東・西NTTの相互参入」「NTTドコモ・コムに対する持株比率低下」などの措置が必要
- ・ 十分な競争の進展が見られない場合、(中略)完全資本分離を含むNTTグループの経営形態の抜本的な見直しに着手することが必要

(IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について第一次答申 2000.12.21)

➤NTT再編の趣旨や活用業務導入時の考え方に照らせば、オープン化・同等性確保のための措置が不十分であったために、競争は十分に進展せず、NTTグループ独占に回帰。

## 「光の道」実現に向けた今後の政策の在り方

本質的には、活用業務制度の是非を含む、持株廃止・グループ解体を視野に入れた  
**NTTの在り方についての抜本的な見直しが不可欠**



加えて、抜本的な見直しまでに、ただちに実施すべき政策として、  
**⇒設備競争とサービス競争をバランス良く活性化**

【具体的に必要となる措置】

- ・線路敷設基盤の更なる開放（参考資料1）
- ・NGNの更なるアンバンドル義務化（参考資料2）

**⇒ボトルネック設備の同等性の問題、及び、総合的な市場支配力  
によるグループドミナンス問題への対処**

【具体的に必要となる措置】（参考資料3）

- ・第三者機関による監視体制の導入等
- ・行為規制の範囲の拡大（子会社等）

## ➤電柱、管路等の利用におけるリードタイムの非同等性が存在

⇒道路占用許可手続・電柱共架・添架承諾手続の簡素化に加えて、ビル、住居まわりの引き込み線(地中化エリアや屋内配線)の開放・転用義務化が必要。

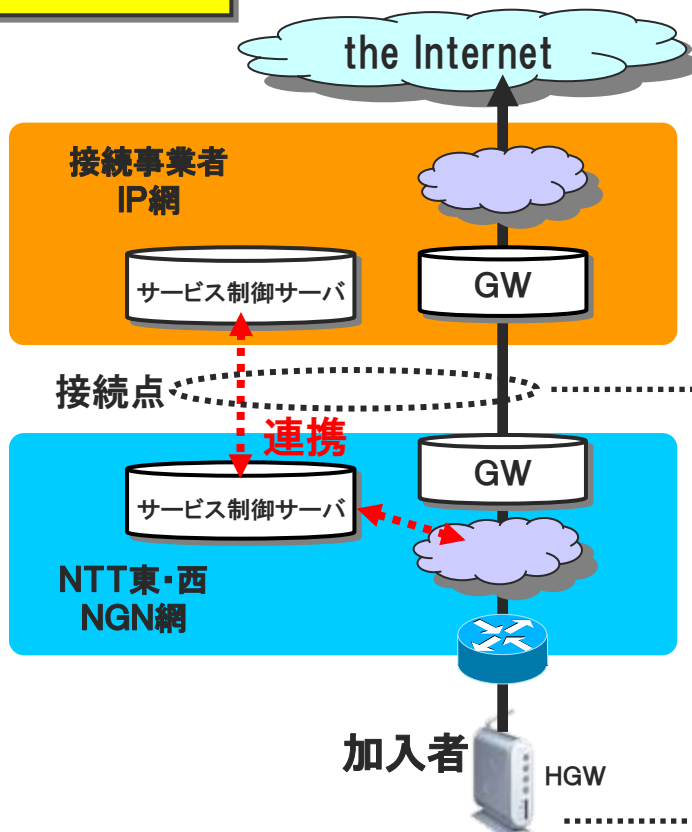
### 具体的に必要となる公正競争ルール

項目	問題点	必要となるルール
「地中化による無電柱化」区間の開放義務化	・都市部での「地中化による無電柱化」の進行に伴って、競争事業者がユーザへサービス提供することが困難となり、ユーザがNTT東・西以外の光サービスを選択できなくなるケースが増えている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備競争を維持する観点から、NTT東・西に対し地中化された区間における光ファイバーの芯線貸しを義務化することが必要。</li> <li>・具体的には、「電柱(クロージャール)～管路～各戸」の部分のみの開放ルールが必要。これにより、地中化エリアにおいても、競争事業者の自前設備を活用したサービス提供が可能になる。</li> </ul>
集合住宅における光屋内配線転用の義務化	・屋内配線を光ファイバーで提供する集合住宅向けFTTHサービスについては、NTT東・西がマンションデベロッパー等と提携して独占的に棟内の光屋内配線を敷設し、サービス提供する事例が増加。マンション内のユーザが競争事業者のFTTHサービスに切り替えることが事実上不可能になっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅向けにNTT東・西が敷設した屋内配線を競争事業者も住戸単位で再利用できるルールが必要。</li> <li>・具体的には、今後、新規に構築するマンションについてはMDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置スペースを確保可能とすると共に、棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザ単位で他事業者に転用できるよう指定設備化し、開放を義務化すべき。</li> </ul>

- NTTは、NGNを接続事業者との接続を前提とせずアクセス回線と一体で構築。IP化の進展に伴ってユーザーの選択肢がなくなりつつある。
- ⇒NGN上の機能について、競争事業者が同等のサービスを提供できるよう、多様な階梯で接続点を設け、ユーザー単位で公正に開放することが必要。

## NGNのアンバンドルイメージ

アクセスと一体となっているNGNを、競争事業者のIP網におけるアクセス回線としてアンバンドル



## 【アンバンドルが必要な機能】

- ①PSTNや法人系イントラサービスで実現している競争をNGN上でも確保するために必要な機能
- ②NGNならではのサービス(映像配信や法人データ系サービス)を提供するために必要な機能

- ・認証、QoS、帯域制御、位置固定等を接続事業者に対して開放
- ・現状の中継網接続(IP-IP接続)に加えて、サービス単位・ユーザー単位でアクセス回線を含むNGNの機能をアンバンドル



▶ ボトルネック設備や顧客基盤を保有するNTT東・西の利用部門とのアンバンドル設備の利用における同等性確保や、グループ連携による競争排除的な行為への対応が不十分。

⇒ 組織内の会計分離やファイアウォール、行為規制等の現行制度の実効性を高めるため、第三者機関による監視強化やアクセス部門の資本分離、行為規制の範囲の拡大、といった措置を講じることが有効。

## 具体的に必要となる公正競争ルール

項目	問題点	必要となるルール
ボトルネック設備や顧客基盤の保有に起因する非同等性解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東・西における設備部門と利用部門の「会計分離」や「ファイアウォールの徹底」、あるいは、「行為規制」といった公正競争ルールが存在。</li> <li>・しかしながら、以下のような問題事例に対する実効的な調査権限(手法)を有する機関が存在しないため、内部に立ち入った調査等により証拠をつかみ不正を立証することができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立的な第三者機関によるモニタリングや監査等により、事業者等外部からも公正競争確保の実態を確認できる何らかの仕組みが必要。(例：利害関係者から独立した指定機関に調査権限を持たせ定期的に監査・報告させる。)</li> </ul>
グループ連携による競争排除的な行為への対応	【主な問題事例】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・116窓口におけるフレッツ営業</li> <li>・接続関連情報の目的外利用</li> <li>・NTT東・西とNTTコム共同営業</li> <li>・加入ダークファイバーの開通リードタイム</li> </ul>	これらを徹底する観点からはNTT東・西のアクセス部門の資本分離といった措置を講じることにも有効。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為規制の範囲をNTT東・西、ドコモのみならず、子会社や関連会社等に拡大することで、グループ連携による競争排除的な行為を実効的に禁止し、公正な競争の環境を整備することが必要。</li> </ul>

## 論点整理案

## 当社意見

## FTTH市場の競争状況等を踏まえた加入光ファイバの接続料の在り方

・FTTH市場のサービス競争を促進する観点から、加入光ファイバ接続料の在り方について、設備競争への影響も考慮して、どう考えるか。

・分岐回線単位の接続料を設定することが提案されているが、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

- 1芯単位の接続料設定は、相対的には設備競争に配慮した方法。
- 分岐端末回線単位の接続料設定は、サービス競争がより容易になる。一方、設備競争への影響がある。
- OSUを複数事業者で共用する場合、技術面・運用面で更に検証が必要。

・国民に低廉で革新的な電気通信サービスを提供し続けるためには、より広範に設備競争が可能となるような枠組みを維持、強化することにより、NTTグループのアクセス系設備の独占状態を改めることが重要。

・ただし、全国のすべてのユーザーが複数の選択肢の中からサービスを選べる環境を確保するためには、ボトルネック設備のオープン化によるサービス競争を活性化することも必要。

・その際、アクセス回線である加入光ファイバがNGNと一体化していることを踏まえれば、競争事業者がNTT東・西の利用部門と同等の条件でアクセス回線を利用できることが大前提であり、競争可能な水準の接続料で光アクセス回線をアンバンドルすべき。

## 設備競争の状況や電柱・管路等の線路敷設基盤の開放状況を踏まえた競争促進の在り方

・設備競争の現状や線路敷設基盤の開放状況等を踏まえ、設備競争の促進を図る観点から更にどのような措置が必要と考えられるか。

・以下に挙げるような線路敷設基盤(管路・とう道・電柱等)の利用について、NTT東・西との同等性を実現することが必要。

- 道路占用許可手続、電柱共架・添架承諾手続の簡素化、簡略化
- ビル、住居まわりの引き込み線(地中化エリアや屋内配線)の開放・転用義務化

## ②中継網(ボトルネック設備)のオープン化の在り方(1/2)

### 論点整理案

### 当社意見

## PSTN(電話交換網)からNGN(次世代ネットワーク)への計画的な移行を踏まえたNGNのオープン化の在り方

・NTT東西が、設備の寿命を考慮しつつ、PSTNからNGNへの計画的な移行を実施する考えを示していることを踏まえた検討が必要ではないか。

・NTT東西が今秋に公表予定の概括的展望を踏まえつつ、PSTNで実現している機能(番号ポータビリティ、GC(加入者交換機)接続機能など)のうち、どのような機能をNGNで実現する必要があるかについて、その実現方法やコスト負担の在り方などを含め、早急に関係者も交えた協議・検討を行うことが必要ではないか。

・この際には、利用者利便の観点とともに、PSTNで実現している競争環境(マイライン等)を踏まえつつ、IP網の特性に応じた公正競争環境をどのように確保するかという観点が重要となるのではないか。

・NTT東・西は、活用業務としてNGNを加入光ファイバーと一体で構築。そもそもNGNは競争事業者との接続を前提としていないため、これまで実現していた競争が損なわれつつあり、NTT東・西が競争を排除して市場支配力を拡大している。

・そのため、NGNをオープン化し、あらゆるレイヤーのプレーヤーが多様なサービスを自由に提供できる環境を整え、サービス競争を活性化する必要がある。

・具体的には、メタル/PSTNからFTTH/IP網への移行を踏まえ、これまで実現している競争をNGN上でも確保するために必要な機能を、競争可能な料金水準でユーザー単位にアンバンドルすべき。

・また、PSTNのみならず、法人系のイントラ系サービスやNGNならではのサービス(映像配信、法人系データサービス等)の実現に必要な機能についても同様にアンバンドルを進めるべき。

・メタル/PSTNとFTTH/IP網の二重投資状態を早期に解消し、国民の利便を確保するためには、いつまでにマイグレーションを完了させるのか、国民的な議論を行って合理的な移行計画を定めるべき。NGNのオープン化及びレガシー系サービスからの移行に際して整理が必要となる技術的課題等の検討については当社も協力する所存。

## ②中継網(ボトルネック設備)のオープン化の在り方(2/2)

### 論点整理案

### 当社意見

## 上位レイヤー市場(コンテンツ・アプリケーション配信市場等)の発展等を踏まえたNGNのオープン化の在り方

・上位レイヤー市場の発展に伴い、電気通信事業者だけでなく、コンテンツ配信事業者等のニーズに対応する観点も重要となっていること、を踏まえて検討することが必要ではないか。

・ネットワーク事業者同士の接続のための機能だけでなく、コンテンツ配信事業者等の上位レイヤー事業者が、NGN上にサービスプラットフォームを構築するために必要な機能(認証・課金、帯域制御などの通信プラットフォーム機能)についても、アンバンドルする方向で検討することが適当ではないか。

・ただし、アンバンドルの可否の判断に際しては、技術的な実現可能性や経済的負担の程度を考慮することが必要となるため、アンバンドルすべき機能の要望内容が具体化・明確化される必要があることを踏まえつつ、その有効な実現方策について検討することが必要ではないか。

・NTT東・西のNGNについては、通信事業者やコンテンツ事業者等、あらゆるレイヤーのプレイヤーが多様な形態でユーザーにサービスを自由に提供できるよう、多様な階梯で接続点を設けてオープン化を進め、サービス競争を活性化させる必要がある。

・これにより、NTT東・西のNGNに收容されているユーザーが、多様なネットワークサービスやコンテンツ・アプリケーションサービスを楽しむことができるようにすることが、市場の発展のために重要。

・そのため、ネットワーク事業者同士の接続のための機能のアンバンドルに加えて、さまざまな事業者がNGN上のサービスプラットフォームを構築し、同等の条件で多様なサービスが提供できるよう、必要な機能を競争可能な料金水準でアンバンドルすべき。



### ③ボトルネック設備利用の同等性確保の在り方

#### 論点整理案

#### 当社意見

NTT西日本において接続情報の目的外利用の事案が発生したこと等を踏まえ、ボトルネック設備のオープン化の趣旨を担保する観点からのボトルネック設備利用の同等性確保の在り方

・2009年にNTT西日本における接続情報の目的外利用の事案が発生したこと等を踏まえ、ボトルネック設備利用の一層の同等性確保の在り方についてどのように考えるか。

・新たにどのような措置を設けることが必要と考えられるか。また、NTT西日本の事案は、既に設けられている措置が遵守されなかったことに起因していることにかんがみると、既存の措置の適正な遵守を担保するための措置を設けることも考えられるが、どうか。

・現行のボトルネック設備のうち、アクセス網のみを対象とする考え方と、アクセス網と中継網(ボトルネック設備全体)を対象とする考え方の2つがあるが、以下の点を踏まえ、どう考えるか。

- NTT東西のネットワークにおいては、加入光ファイバとNGNが一体的に設置され連携して機能する点
- 現行のドミナント規制では、アクセス網と中継網では、規制内容に差異が存在しない点
- アクセス網は、利用者に最も近接する設備としてその利用が他事業者にとって最も不可欠である点

・NTT東・西との公正競争確保の観点から、(加入DF等)アクセス回線の利用に関する(NTT東・西リテール部門との)完全な同等性確保が必要だが、NTT西日本の顧客情報流用問題が発生するなど、不十分な状況。

・組織内の会計分離やファイアウォールの徹底等、現行制度の実効性を高めるため、第三者機関による監視強化、もしくはこれらを徹底する観点からアクセス部門の資本分離といった措置を講じることが有効。

・NTT東・西のNGNは競争事業者との接続を前提とせず加入光ファイバと一体で構築されており、NTT東・西が競争を排除して市場支配力を拡大。

・IP時代においては、アクセス網とコア網が一体で機能することによりサービスが実現することから、アクセス設備としてボトルネック性を持つNGN設備のみならず、NGN上でサービスを実現するために必要となる機能についてもドミナント規制の対象とすべき。

## ④NTTの在り方(1/2)

### 論点整理案

### 当社意見

## NTTのボトルネック設備を構造的な措置により担保する場合等におけるNTTの在り方、業務範囲の在り方等

・ボトルネック設備利用の同等性確保のための措置について、NTTの在り方を見直すことにより実現する場合は、一般的に、以下の3案が考えられるが、どうか。

(案1)機能分離 (案2)構造分離(案3)資本分離

・NTTの在り方を検討する場合は、多角的な観点からの総合的な評価が必要であるが、どのような視点に基づき、評価することが適当か。

- ①国民のアクセス権の保障
- ②設備競争の促進、
- ③サービス競争の促進、④グローバル競争への対応、
- ⑤NTT株主への影響、⑥実現のための時間・コスト、
- ⑦「光の道」の整備促進

・NTT東西の業務範囲については、ICTの利活用を促進しブロードバンドの普及を図る観点から、NTT東西が多彩なサービスをより円滑に提供できるようにする考え方と、公正競争環境を確保する観点から、業務範囲を一定程度制限する考え方があること等を考慮して、今後の在り方についてどのように考えるか。

・NTTの在り方を見直すにあたっては、持株体制下でのNGNを中心としたグループドミナンスの問題や、子会社への業務アウトソースによるドミナント規制の潜脱といった問題が存在することを踏まえ、ボトルネック設備独占の問題のみならず、国民のアクセス権を保障し、「光の道」を早期に実現するために必要となる措置は何か、といった多角的な視点で検討すべき。

・これらの問題を解決するためには、持株会社体制を解体するなど抜本的な構造改革に着手することが必要。

・なお、「光の道」の整備促進に向けては、これまで機能してきた設備競争を前提として検討を進めるべき。

・持株体制でグループ一体経営を行うことができる組織形態を残したままで、ボトルネック設備を保有するNTT東・西に対して、活用業務という制度を認めたことにより、NTT再編の趣旨がないがしろにされている。

・NTT東・西の業務範囲の在り方を論ずるためには、IP時代のNTTの在り方について抜本的な見直しを行い、公正な競争環境を確保することが先決。

## ④NTTの在り方(2/2)

### 論点整理案

・ソフトバンクから、NTT東西のアクセス回線部門をNTTグループから資本分離した会社として設立し、当該アクセス回線会社が、2011年度からの5年間で、全世帯に計画的に光を整備(メタルは撤去)する構想が示されている。このアクセス回線会社構想のメリットについてどのように考えるか。

・アクセス回線会社の事業成立性についてどのように考えるか。5年間で光を整備することの実現可能性(工事力確保の課題等)についてはどうか。

・NTTから分離したアクセス回線会社が光の計画的な整備を行う場合の設備競争への影響をどのように考えるか。また、現在メタル回線で実現している交通信号機の制御や番号ポータビリティ等のサービスに与える影響についてどのように考えるか。

### 当社意見

・新たに設立されたアクセス回線会社が、事実上独占的に基盤整備の主体を担う場合は、事業者間で健全な設備競争を行う環境が形成されなくなる。

・結果として、アクセス会社において技術革新やコスト低減に向けたインセンティブが働かなくなり、新たな技術による低廉なサービスを国民に提供することが困難になる。

・ブロードバンドインフラの基盤整備を進めるうえでは、より広範に設備競争が可能となるような枠組みを維持、強化すべき。

・アクセスネットワークの二重コスト状態を解消するため、メタル回線からのマイグレーションを可能な限り早期に進める必要があるという点には賛同。

・マイグレーションを効率的に進めるためには、巻取りにより生じるユーザーへの影響を十分検証し、マイグレーションに伴う課題の最適な解決方法を国民全体で議論し、時間及びコストの面で最適化を図れるよう、(設備競争を維持しながら)移行を進めていく必要がある。

・しかしながら、その議論に必要となるメタルから光へのマイグレーションの時期について、NTTグループは、概括的展望においても未だに公表してないため、速やかに明確にすべき。

## ⑤総合的な市場支配力に着目した規制の在り方(グループドミナンス)(1/3)

### 論点整理案

### 当社意見

## NTT東西のグループ間連携による業務の運営実態等を踏まえたドミナント規制の在り方

・NTT東西の業務(営業・保守等)の太宗は、業務の効率化等の観点から、NTT東西本体ではなく、委託先の県域等子会社で行われている。このような状況の中で、以下の点を踏まえ、禁止行為規制の実効性確保の在り方についてどのように考えるか。

- NTT西日本における接続情報の目的外利用の事案は、業務委託先の県域等子会社との間で発生したこと
- 禁止行為規制は、NTT東西が業務のアウトソーシングを本格化する前に導入されたものであり、競争事業者からは、県域等子会社を通じた禁止行為規制の潜脱を懸念する意見が示されていること
- NTT西日本等は、接続情報の目的外利用の事案を踏まえ、業務改善計画に基づき、県域等子会社との間で他事業者情報の適正利用に関する管理体制の構築を行ったこと

・NTT西日本の事案等が発生している状況が続いていることは、現行の規制が適確に運用し切れていないことに加え、これだけでは公正な競争が確保されていないことの証左。

・真の公正な競争状況を作り出すためには、ドミナント事業者であるNTTグループによる「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」、「グループドミナンスの行使」による競争阻害行為を根絶する必要がある。

・「ボトルネック設備の保有」や「顧客基盤の活用」については、独立的な第三者機関によるモニタリングや監査等により、事業者等外部からも公正競争確保の実態を確認できる実効性のある仕組みが必要。

・「グループドミナンスの行使」に関しても、NTT東・西の県域等子会社を介したフレッツとドコモ携帯電話のセット販売等、脱法的な行為が公然と行われており、禁止行為の対象範囲を子会社等まで拡大する必要がある。

・なお、これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部門をNTT東・西の組織内に留めたこと、及び、持株会社体制を維持してきたことに根本的な原因がある。

・問題解決のため、持株廃止・グループ解体を行うべき。もしくは、少なくとも、総合的な市場支配力に着目した新たな競争政策の導入を早期に実施すべき。



## ⑤総合的な市場支配力に着目した規制の在り方(グループドミナンス)(2/3)

### 論点整理案

・NTT東西に対する行為規制としては、特定関係事業者制度が設けられ、現在、NTTコミュニケーションズが対象とされているが、NTT東西の業務の運営実態等を踏まえ、その在り方についてどのように考えるか。

### 当社意見

- ・現行の特定関係事業者制度を継続する場合には、対象をNTTドコモ等に拡大することが必要。
- ・ただし、活用業務が認められたことによりNTT東西自身が業務範囲を拡大しており、NTT東西の利用部門と競争事業者との間の同等性が損なわれつつあることにも留意が必要。
- ・このような状況が生じた根本的な原因は、先述のとおり、持株体制でグループ一体経営を行うことができる組織形態を残したままで、ボトルネック設備を保有するNTT東・西に対して、活用業務という制度を認めたことにある。
- ・従って、本来は、IP時代のNTTの在り方について抜本的な見直しを行い、公正な競争環境を確保することが先決。

## ⑤総合的な市場支配力に着目した規制の在り方(グループドミナンス)(3/3)

### 論点整理案

### 当社意見

現行のドミナント規制の枠組みについて、固定と移動の市場の融合、上位レイヤー市場の発展等の市場環境の変化を踏まえた今後の在り方

・市場環境の変化を踏まえ、以下のような現行のドミナント規制の枠組みについて、その在り方をどのように考えるか。

- 小売市場・卸売市場を区別せずに、法律レベルで、固定通信市場と移動通信市場の二つの市場を画定する市場画定の在り方

- アクセス回線設備に関するシェアに着目した市場支配力評価の在り方

・EUのSMP規制は、我が国のドミナント規制に比べると、個別の市場や事業者の実態等に応じた柔軟な規制が可能となる面がある一方、規制の予見性が相対的に低い面があると考えられること等を踏まえ、どう考えるか。

・総務省では、2003年度に競争評価を開始し、競争状況の分析を行っている(評価結果は、ドミナント規制と制度的なリンクはない)が、この在り方についてどのように考えるか。

・また、総務省では、競争セーフガード制度に基づき、毎年度、ドミナント規制やNTT法の運用状況をチェックしているが、この在り方についてどのように考えるか。

・通信事業者だけではなく、それ以外のドミナントプレーヤーの出現の可能性も視野に入れて、現行の設備に着目したドミナント規制の枠組みを前提としつつも、これに加えて企業グループ力等の総合的な市場支配力を認定し、競争状況に応じた適切な事前規制を発動し得るように制度を整えることが必要。

・その際には、EUのSMP規制においては、競争法(独禁法)における事後規制のアプローチとの調和が図られ、市場支配力評価の客観性が担保されていることに留意が必要。客観的かつ公平に、市場の画定や支配力の認定が行われることが、総合的な市場に支配力に着目した規制導入の前提となる。

・競争評価と競争セーフガード制度を機能的に連携させることにより、市場実態を踏まえた競争状況の評価を行い、評価結果をルール策定につなげることが必要。

・競争セーフガード制度については、内部文書等の決定的な証拠がない限り「問題なし」と判断されており、実効性の担保が不十分。

・独立的な第三者機関によるモニタリングや監査等により、競争事業者等外部からも公正競争確保の実態を確認できる実効性のある仕組みが必要。

## ⑥利用者料金規制の在り方

### 論点整理案

### 当社意見

## メタルから光への移行が進展する状況等を踏まえた利用者料金規制の在り方

- ・メタルから光、PSTNからNGNへの移行が進展する状況等を踏まえ、今後の利用者料金規制の在り方についてどのように考えるか。
- ・以下の点を踏まえ、今後のFTTHサービスに対する利用者料金規制の在り方についてどのように考えるか。
  - プライスキャップ規制の対象となる役務は、指定電気通信役務のうち、利用者に及ぼす影響の大きい役務とされていること(現在、加入電話(基本料)等が該当)
  - 今後、FTTHサービスの重要性は更に増していくことが想定されること
  - 他方、FTTHサービスは、未だ1,779万加入に過ぎないこと、また、営業利益(NTT東西計)で見ると、加入電話は黒字であるのに対し、FTTHは、赤字幅は減少しているものの800億円超の赤字であること

- ・プライスキャップ制度等の利用者料金に関するセーフガード措置については、今後も、  
「ボトルネック設備と一体として提供され、利用者利便の向上に欠くことが出来ない設備を用いた」  
「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」  
という条件を満たすサービスについて、独占によって市場の競争メカニズムが及ばない場合に限り適用されることを原則とすべき。
- ・現在の規制を継続する場合も、対象サービスを拡大すべきかどうかについては、技術の進展やお客様ニーズの多様化等による市場環境の変化を注視しつつ、利用者の利益に及ぼす影響、代替サービスの出現可能性、独占性等について、十分考慮することが必要。